

2010年7月6日

## 労使協定締結の申し入れ

国立大学法人徳島大学長  
香川 征 殿

常三島地区過半数代表者 中嶋信  
蔵本地区過半数代表者 石村和敬

拝啓

日々徳島大学の発展のためご尽力のことと拝察いたします。

さて、徳島大学におきましては、独立行政法人化とともに、教職員組合費（労働組合費）のチェックオフ（賃金からの控除）が廃止され、現在に至っております。

日本における労働関係法令は、健全な労働組合の存在を前提として構築されておりますが、チェックオフの廃止は労働組合の存立にとって重大な影響を及ぼすものであります。

現在、賃金控除の労使協定として、1) 宿舍費、2) 文科省共済組合貸付返済金、3) 財形貯蓄、4) 共済貯金、5) 団体終身保険、6) 共済貸付金残額を退職金で清算、7) 生命保険保険料（団体扱いに限る）、8) 徳島大学学生後援会会費の控除が定められております。それに加えて、別添のとおり、労働組合の組合費の控除を定めた労使協定の締結を希望します。

よろしくご検討のほど、お願い申し上げます。

蒸し暑い日が続きます。ご自愛くださいますよう。

敬具

## 賃金控除に関する労使協定書

国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）と国立大学法人徳島大学職員過半数代表とは、労働基準法第24条第1項ただし書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

### 記

1. 大学は、毎月17日（ただし17日が日曜日に当たるときは15日（15日が休日に当たるときは18日）、土曜日に当たるときには16日（16日が休日に当たるときは15日）、休日（月曜日に限る。）に当たるときは18日に支給する。）支給の賃金（基本給及び諸手当）支払いの際、労働組合の組合費を控除して支払うことができる。
2. この協定は平成22年 月 日から有効とする。
3. この協定は、いずれかの当事者が90日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

平成22年 月 日

国立大学法人徳島大学職員（ソシオアーツアンドサイエンス研究部教授）  
常三島地区過半数代表者 中嶋 信 印

国立大学法人徳島大学長 香川 征 公印

## 賃金控除に関する労使協定書

国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）と国立大学法人徳島大学職員過半数代表とは、労働基準法第24条第1項ただし書に基づき賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

### 記

4. 大学は、毎月17日（ただし17日が日曜日に当たるときは15日（15日が休日に当たるときは18日）、土曜日に当たるときには16日（16日が休日に当たるときは15日）、休日（月曜日に限る。）に当たるときは18日に支給する。）支給の賃金（基本給及び諸手当）支払いの際、労働組合の組合費を控除して支払うことができる。
5. この協定は平成22年 月 日から有効とする。
6. この協定は、いずれかの当事者が90日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

平成22年 月 日

国立大学法人徳島大学職員（ヘルスバイオサイエンス研究部教授）  
蔵本地区過半数代表者 石村 和敬 印

国立大学法人徳島大学長 香川 征 公印